

本校のいじめ防止基本方針

『心身ともに強くたくましく、思いやりの心を持ち、創造力豊かな生徒の育成』
いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

学校スローガン
地域の宝 子どものために
子どもとともに 子どもをいかにして

生徒を支える職員信条
・磨き合い、高め合う学校文化の創造
→楽しく、少ししい仕事
・組織的・機能的・効率的な学校体制の構築
→ホウ・レン・ソウ・キ「チーム南中」
・幼・小・地域・家庭との密なる連携
→地域と歩む南中

めざす生徒像
『剛健』 心身ともに強くたくましい生徒
『敬愛』 自他を尊重し、感謝と思いやりの心をもつ生徒
『創造』 自分で考え、創り出す創造性豊かな生徒

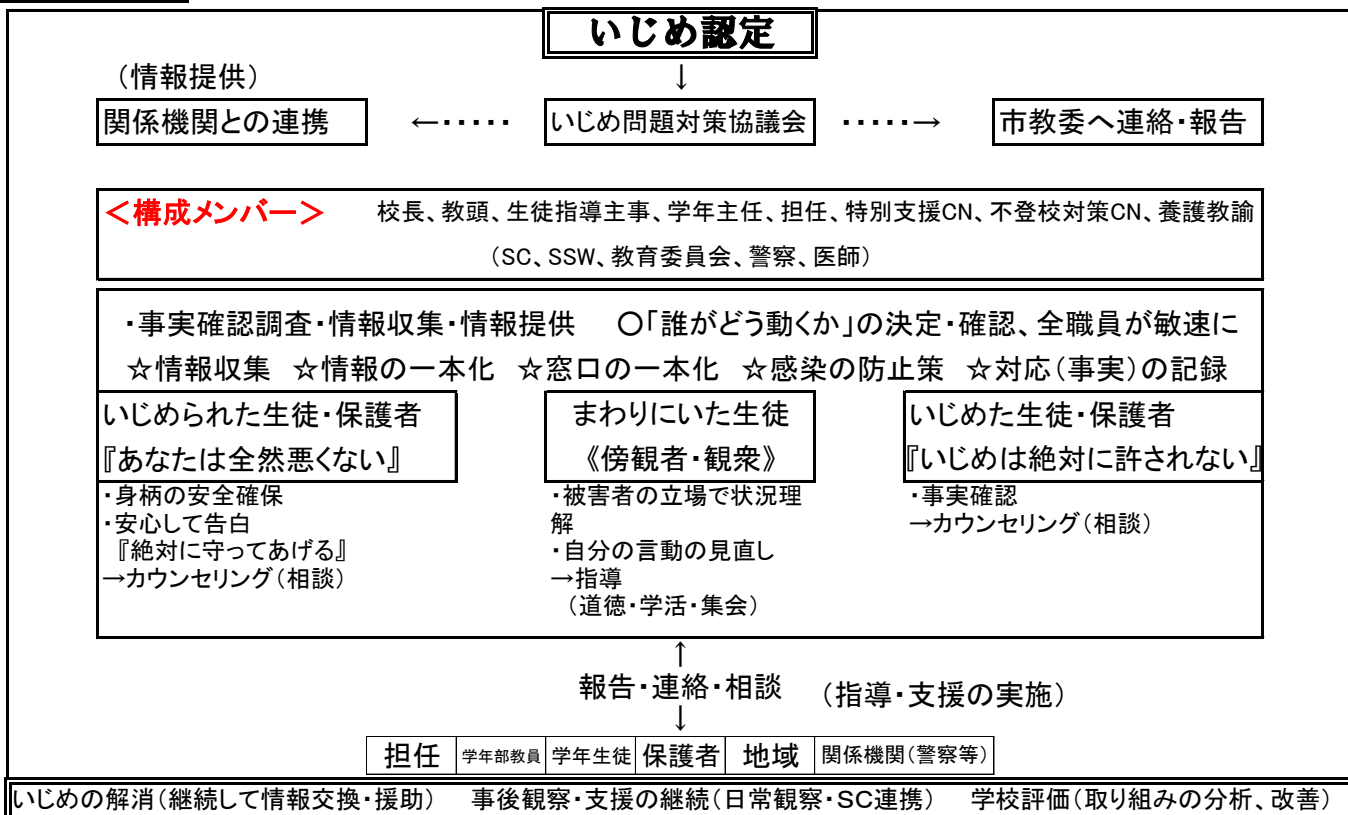
いじめの未然防止のための取組

- ◆ 社会的・職業的自立を目指す「ふるさと・キャリア教育」の充実
◆ つながりあい、支え合う、温かい集団づくり
◆ 一人一人の教育的ニーズを踏まえた「学力」の育成
<教育の基盤>「今の学びを保障し、「これから」を歩んでいける力を育む進路保障の理念
～幼・小・中・地域連携～

いじめ防止(早期発見)のための取組

- ◇ 情報の収集
・教職員の観察(生活ノート・保健室)・相談・訴え(生徒・保護者・地域等)
・アンケート(教育相談前後…年5回、QU…年2回) ・定期的教育相談(毎学期)
◇ 相談体制の確立 ・スクールカウンセラー
◇ 情報の共有
・報告経路の明示、報告の徹底 ・職員会議での情報共有
◆ <いじめ問題対策協議会設置>⇒ いじめ認定(いじめ防止委員会で協議)

早期対応(いじめを認定した時)



校内体制
【いじめ防止委員会】
《コーディネーター:教頭》
・校長
・生徒指導主事
・学年主任
・特別支援コーディネーター
・不登校対策コーディネーター(・養護教諭)
(・スクールカウンセラー)
他、「いじめ」について
【生徒指導職員会】
【校内支援委員会】
で定期的に情報交換する

校内研修
・人権教育研修
・Q-U研修 ・法令等の研修
・授業研究(道徳教育指導力向上)
・小中授業研修
・危機管理研修 など

★重大事態にしないために…
◎迅速な対応
◎共通認識と情報の共有化
◎学校全体としての取組

重大事態への対応

